

事故時の線量評価点の考え方について

東海第二発電所の原子炉設置許可申請書の設計基準事故及び重大事故に至るおそれがある事故の線量評価の線量評価点を、東海発電所及び隣接事業所を含めた非居住区域境界に設定し評価を行っている。

線量評価点の設定の主な考え方を以下に示す。

1. 事故時の線量評価点の考え方

東海第二発電所の原子炉設置許可申請書の事故時の線量評価においては、隣接事業所の周辺監視区域を含めた非居住区域の境界に線量評価点を設定し評価を行っている。

周辺監視区域内は公衆の居住が禁止されていること、周辺監視区域の入域に当たっては入域者の立入管理を行っており、事故等の際には周辺監視区域外への退避等の必要な対処を迅速に行うことが可能である。

また、事故等の際には、「原子力事業者防災業務計画」に基づき対応することとしており、発電所敷地内の原子力災害活動に従事しない者及び来訪者等の退避に当たっては、退避誘導員を配置し、退避場所への退避が迅速かつ適切に行えるように特に配慮することとしている。

原子炉設置許可申請書では、従来から上記の考え方で事故時の線量評価点を設定しており、設計基準事故においては、非居住区域境界に線量評価点を設定している。また、重大事故に至るおそれがある事故についても、周辺の公衆の放射線被ばくのリスクを確認する観点から同じ考え方で非居住区域境界に線量評価点を設定し評価を行っている。

2. 事故時の隣接事業所との連携について

東海第二発電所と周辺の原子力事業所においては、緊急事態が発生した場合における各事業所の相互協力のための「原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定）」を締結しており、協定事業所と協力し緊急事態発生時の対応を行うこととし、事故等が発生した場合には相互に連絡を取り対応を行うこととしている。

また、「東海ノア協定」に基づき、緊急事態を想定した総合訓練を定期的に行っており、通報連絡を迅速に行い、緊急事態発生時における協力活動を実施できることを確認している。

以 上

添付1 原子力事業者安全協定（東海ノア協定）

添付2 協定発足の経緯

添付3 協定加盟事業者

原子力事業所安全協力協定

(平成12年1月20日締結)

改正 平成17年10月1日

改正 平成23年5月16日

改正 平成25年9月1日

改正 平成28年4月1日

(目 的)

第1条 この協定は、東海村、大洗町、銚田市及び那珂市に所在する原子力事業所（以下「事業所」という。）が相互に協力し、各事業所の施設の安全確保と従業員の資質の向上を図るとともに、その施設において緊急事態が発生した場合に、各事業所が相互に協力して対応することを目的とする。

(信義誠実の原則)

第2条 各事業所は、この協定の履行にあたって信義に従い誠実にこれを行うものとし、前条の活動における各事業所の行為によって生じた損害等については、この協定において別に定めるものを除き、相互に賠償又は補償の責を負わないものとする。

(協力活動の範囲)

第3条 この協定に基づき行う協力活動は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 各事業所が行う自主保安に係る点検協力活動
- (2) 従業員等に対して行う安全教育に係る協力活動
- (3) 安全管理に係る情報等の交換に係る協力活動
- (4) 緊急事態を想定した協力活動訓練
- (5) 緊急事態発生時における協力活動

2 前項第5号に掲げる協力活動は、次の各号に掲げるときに行うものとする。

- (1) 発災事業所から協力要請が第5条に規定する安全協力委員会の委員長にあったとき。
- (2) 各事業所の所在する地方自治体から協力要請が安全協力委員会の委員長にあったとき。
- (3) その他第4条第1号に規定する安全協力委員会において決定したとき。

(組 織)

第4条 この協定の目的を達成するために、次の組織を置く。

- (1) 安全協力委員会
- (2) 活動推進幹事会
- (3) 緊急事態協力活動本部

(安全協力委員会)

第5条 安全協力委員会（以下この条において「委員会」という。）は、協力活動に係る意思決定機関とする。

2 委員会は、各事業所の代表者をもって構成するものとし、委員長1名、副委員長2

名を置く。

- 3 委員長及び副委員長は、各事業所の代表者の互選により選出する。
- 4 委員長及び副委員長の任期は2年とする。但し、再任を妨げないものとする。
- 5 委員会の事務局は、日本原子力研究開発機構原子力科学研究所（以下「原子力科学研究所」という。）に置く。

（活動推進幹事会）

第6条 活動推進幹事会（以下この条において「幹事会」という。）は、前条の委員会の決定に従い、協力活動推進に係る業務を行う。

- 2 幹事会は、別表に掲げる各事業所の代表者から推薦された者をもって構成するものとし、幹事長1名、副幹事長2名を置く。
- 3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選出する。
- 4 幹事長及び副幹事長の任期は2年とする。但し、再任を妨げないものとする。
- 5 幹事会の事務局は、原子力科学研究所に置く。

（地方自治体等への協力要請）

第7条 第5条の委員長は、その業務の遂行に関し、この協定の目的を達成するため必要と認めるときは、事業所の所在する地方自治体等に対し協力を求めることができる。

（緊急事態協力活動本部）

第8条 緊急事態協力活動本部（以下この条において「活動本部」という。）は、発災事業所若しくは地方自治体からの第5条に規定する委員長への協力要請又は同条の委員会の決定に基づき、緊急事態における協力活動に係る業務を行う。

- 2 前項の業務を行うため、東海地区及び大洗地区に活動本部を置く。
- 3 活動本部には、地区毎に本部長1名及び副本部長若干名を置く。

（協力活動に係る経費等）

第9条 第3条の協力活動に係る経費は、原則として各事業所が負担するものとする。但し、各事業所は、同条第1項第5号の活動に伴う経費及び第三者への補償については発災事業所へ求償することができるものとする。

（細 則）

第10条 この協定の運用に必要な細則については、別に定めるものとする。

（協 議）

第11条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの協定に関し疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、安全協力委員会が協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第12条 この協定は、平成28年4月1日から効力を生じるものとする。

協定の発足の経緯

ウラン加工工場の臨界事故を契機として、原子力施設の安全性向上には、原子力事業所の一層の自主努力と相互協力が必要との気運が高まったことに鑑み、東海村、大洗町、旭村（現銚田市）、那珂町（現那珂市）及びひたちなか市に所在する 21（現 18）の原子力事業所が相互に協力し、各事業所の施設の安全確保と従業員の資質の向上を図るとともに、その施設において緊急事態が発生した場合に各事業所が相互に協力することを目的として平成 12 年 1 月 20 日付けで「原子力事業所安全協力協定」を締結しました。「原子力事業所安全協力協定」を締結した 21（現 18）の原子力事業所が所在する市町村名の東海村と那珂町（現那珂市）、大洗町、旭村（現銚田市）及びひたちなか市のアルファベットの頭文字「NOAH」から東海ノアと称し、この協定を「東海ノア協定」とも呼んでおります。

（原子力事業所安全協力協定HPより）

加盟事業所の一覧

(原子力事業所安全協力協定HPより (平成 28 年 7 月 1 日現在))

公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター

原子燃料工業株式会社 東海事業所

株式会社 ジェー・シー・オー 東海事業所

住友金属鉱山株式会社 経営企画部 グループ事業管理室 技術センター

積水メディカル株式会社 創薬支援事業部 創薬支援センター

東京大学大学院 工学系研究科原子力専攻

東北大学金属材料研究所 附属量子エネルギー材料科学国際研究センター

日揮株式会社 技術研究所

日本核燃料開発株式会社

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター

量子科学技術研究開発機構 那珂核融合研究所

日本原子力発電株式会社 東海事業本部 東海発電所・東海第二発電所

日本照射サービス株式会社 東海センター

ニュークリア・デベロップメント株式会社

三菱原子燃料株式会社

三菱マテリアル株式会社 エネルギー事業センター 那珂エネルギー開発研究所

※下線の事業所が東海第二発電所隣接事業所